

署 長		副 署 (次) 長		地 交 官		課 長		代 理		主 任		係	
--------	--	--------------------	--	-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---	--

県収入印紙
貼 付 欄

本件道路使用許可申請を許可してよろしいか

捨 印

道路使用許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住 所
申請者
氏 名

印

道路使用の目的

場所又は区間

期 間

方法又は形態

添 付 書 類

現 場

住 所

責任者

氏 名

電話

第 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

年 月 日

警察署長

印

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を明記すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

- 教示 1 この処分不服があるときは行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会(交通規制経由)に対して審査請求することができる。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。